

養豚事業者ID

**環境と調和のとれた農業生産活動規範 点検シート（家畜の飼養・生産）**

## 【点検の方法】

- ① 毎年、各項目について、過去一年間の実行状況を点検します。
- ② 点検は、農業経営全体の状況について行います。(例えば、畜種ごとに点検する必要はありません。)
- ③ 点検は、次ページの「取組(例)」を参考に農業者自らが行い、実行できていると判断する場合には、チェック欄に✓(チェック)か○印を付します。
- ④ 該当がない項目や実行できない項目がある場合は、チェック欄には印を付けず、その項目ごとに下欄にその理由、改善の予定などを記入します。
- ⑤ 作成した点検シートは、次の点検まで保存します。

	チェック欄
<b>家畜排せつ物法の遵守</b>	<input type="checkbox"/>
1 家畜排せつ物の管理の適正化による大気、水等の環境保全や、家畜排せつ物の利用の促進による循環型社会形成への貢献を通じ、健全な畜産業の発展に資することを目的として、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律(家畜排せつ物法)を遵守する。	<input type="checkbox"/>
<b>悪臭・害虫の発生を防止・低減する取組の励行</b>	<input type="checkbox"/>
2 家畜の飼養・生産に伴う悪臭、害虫の発生は、主として畜舎における家畜の飼養過程や家畜排せつ物の処理・保管過程に起因し、畜産経営への苦情発生要因の中の多くを占めるところから、その防止・低減に資するため、畜舎からのふん尿の早期搬出や施設内外の清掃など、家畜の飼養・生産に伴う悪臭、害虫の発生を防止・低減する取組を励行する。	<input type="checkbox"/>
<b>家畜排せつ物の利活用の推進</b>	<input type="checkbox"/>
3 循環型社会の形成や農業の自然循環機能の促進に資するため、家畜排せつ物の堆肥化、液肥化又はスラリー処理等を行い、作物生産等への利用の推進に努める。ただし、作物生産等への利用が困難な場合又はより適切な処理・利用方法がある場合には、炭化、焼却、汚水浄化、委託処分等の適切な方法による処理等に努める。また、地域的条件等に応じ可能な場合についてはメタン発酵等によるエネルギー利用に努める。	<input type="checkbox"/>
<b>環境関連法令への適切な対応</b>	<input type="checkbox"/>
4 循環型社会の形成や大気、水等の環境の保全に資するため、使用済みプラスチック等の廃棄物、臭気及び排水等の経営体外への排出等に際して、関連する環境法令に応じた処分等に努めるなど適切に対応する。	<input type="checkbox"/>
<b>エネルギーの節減</b>	<input type="checkbox"/>
5 温室効果ガスである二酸化炭素の排出抑制や資源の有効利用等に資するため、畜舎内の照明、温度管理など施設・機械等の使用や導入に際して、不必要・非効率的なエネルギー消費がないよう努める。	<input type="checkbox"/>
<b>新たな知見・情報の収集</b>	<input type="checkbox"/>
6 環境との調和を図るため、家畜の飼養・生産に伴う環境影響などに関する新たな知見と適切な対処に必要な情報の収集に努める。	<input type="checkbox"/>
【該当がない項目、実行できない項目がある場合等の理由、改善の予定など(記入欄)】	

## 取組（例）

前ページの各項目について、具体的な取組例は次のとおりです。次の取組か、これと同程度の効果がある取組を行った場合、その項目を実行したものと判断し、印を付します。

<b>家畜排せつ物法</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 家畜排せつ物法に基づく管理基準(家畜排せつ物法施行規則第1条第1項)の適用対象規模(家畜排せつ物法施行規則第1条第2項)に該当する場合、管理基準に適合した家畜排せつ物の管理を行う。           </li> </ul> <p>(参考)管理基準(法施行規則第1条第1項)</p> <p>ア 構造設備に関する基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a 固形状の家畜排せつ物の管理施設については、床をコンクリート等汚水が浸透しない材料(不浸透性材料)で築造し、適当な覆い及び側壁を設ける。</li> <li>b 液状の家畜排せつ物の管理施設については、不浸透性材料で築造した貯留槽とする。</li> </ul> <p>イ 管理方法に関する基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a 家畜排せつ物は管理施設において管理する。</li> <li>b 管理施設の定期的な点検を行う。</li> <li>c 管理施設の床、覆い、側壁又は槽に破損があるときは、遅滞なく修繕を行う。</li> <li>d 送風装置等を設置している場合は、当該装置の維持管理を適切に行う。</li> <li>e 家畜排せつ物の年間の発生量、処理の方法及び処理の方法別の数量について記録する。</li> </ul>
<b>悪臭・害虫の発生</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 家畜排せつ物の処理・保管用施設を有する場合、処理容量に応じた施設の稼働や施設内外の清掃に等に努める。</li> <li>◎ 畜舎等におけるふん尿の早期搬出や清掃等に努める。</li> </ul>
<b>排せつ物利活用</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 次の取組のうち一つ以上の実行に努める。           </li> </ul> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 家畜排せつ物のたい肥化、液肥化、スラリー処理又は保管等を行い、土づくりや施肥を行うなど農業者自らが作物生産や園芸等への利用を行う。</li> <li>② 家畜排せつ物のたい肥化、液肥化、スラリー処理又は保管等を行い、作物生産や園芸等への利用が見込まれる者(他の農業者を含む。)への譲渡(無償・有償を問わない。)等を行う。</li> <li>③ 上記①や②が困難であったり、地域の実情や条件からみてより適切な処理方法や利用方法があるといった場合に、炭化、焼却、汚水浄化、委託処分等による適切な処理等を行う。</li> <li>④ 地域的条件等に応じ可能な場合については、メタン発酵等によるエネルギー利用を行う。</li> </ol>
<b>環境法令</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 使用済みプラスチック等の廃棄物が発生する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に従った処分に努めるなど適切に対応する。</li> <li>◎ 臭気や排水等が経営体外へ放出又は排出される場合は、水質汚濁防止法、悪臭防止法等に従った措置に努めるなど適切に対応する。</li> </ul>
<b>エネルギーの節減</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 電力や燃料等を消費する施設・機械・器具等を使用する場合は、次の取組のうち該当するものの実行に努める。           </li> </ul> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 機械・器具の適切な点検整備と施設の破損箇所の補修等を行う。</li> <li>② 必要以上の加温、保温又は乾燥を行わない等適切な温度管理を行う。</li> <li>③ 機械の運行日程の調整や作業工程の管理による効率的な機械の運転を行う。</li> <li>④ 電力消費に際しての不要な照明の消灯を行う。</li> </ol>
<b>知見・情報の収集</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 次の取組のうち一つ以上の実行に努める。           </li> </ul> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 都道府県(普及指導センター等)、市町村、JA等が発信する情報誌・パンフレット・チラシ、専門紙又は書籍などを通じて、家畜の飼養・生産に伴う環境負荷の発生やその低減方策に関する知識や情報を入手する。</li> <li>② 家畜の飼養・生産に伴う環境負荷の発生やその低減方策に関する知識や技術に関する講演、研修会などに参加する。</li> </ol>